

## 鳥取市犯罪被害者等に関する経済的負担の軽減に係る要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るため、鳥取市犯罪被害者等支援条例（令和4年鳥取市条例第34号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、条例第7条の規定による経済的負担の軽減に関し、必要な事項を定めるものとする。なお、当該経済的負担の軽減とは、犯罪被害者等見舞金の支給及び鳥取県犯罪被害者等支援基金（以下、「基金」という。）への寄附金の拠出をいうものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。
- (3) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）であって、その治療に要する期間が1月以上であると医師により診断されたものをいう。
- (4) 犯罪被害者等見舞金 遺族見舞金及び傷害見舞金をいう。
- (5) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の当該犯罪被害に対し、その遺族に一時金として支給する見舞金をいう。
- (6) 傷害見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者の当該犯罪被害に対し、当該者に一時金として支給する見舞金をいう。

### (犯罪被害者等見舞金の支給)

第3条 市は令和8年3月31日までに発生した犯罪行為により死亡した者（以下「死亡被害者」という。）の遺族又は令和8年3月31日までに発生した犯罪行為により重傷病を負った者（以下「重傷病者」という。）に犯罪被害者等見舞金を支給する。ただし、当該犯罪行為により他の地方公共団体から同種の犯罪被害者等見舞金の支給を受けた者又は住所地の地方公共団体から受けることができる者を除く。

### (犯罪被害者等見舞金の額)

第4条 犯罪被害者等見舞金の額は、犯罪被害者（死亡被害者及び重傷病者をいう。以下同じ。）一人当たり、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 傷害見舞金 10万円

### (遺族の範囲)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡の時に、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあ

った者を含む。以下同じ。)

- (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに市長が適当と認めた親族

(遺族の順位)

第6条 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前条各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母をその次にし、父母の実父母をその次にする。

- 2 前項の場合において、遺族見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族（以下「第1順位遺族」という。）が2人以上あるときは、市長が適当と認める者1人を当該見舞金の受領についての代表者と定め、その者に当該見舞金を支給するものとする。

(支給の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者とする。この条において同じ。）と加害者との間に次のいずれかに該当する関係がある場合
  - ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）
  - イ 直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。）
  - ウ 3親等内の親族
- (2) 犯罪行為による被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があつた場合
  - ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為
  - イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
  - ウ 当該犯罪行為に関する著しく不正な行為
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由がある場合
  - ア 当該犯罪行為を容認していたこと。
  - イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと（その組織に属していたことが、当該犯罪行為を受けたことに関連がないと認められるときを除く。）
  - ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と親密な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を与えたこと。

(遺族見舞金の額の調整)

第8条 傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行

為による被害に起因して死亡した場合に限る。)における遺族見舞金の額は、第4条第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から既に支給した傷害見舞金の額を控除した額とする。

(支給の申請)

第9条 犯罪被害者等見舞金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、鳥取市犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等で確認できる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 遺族見舞金の支給を申請する場合

次に掲げる書類

- ア 死亡被害者の死亡診断書その他の死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し
- イ 死亡被害者の消滅された住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又はいずれかの写し
- ウ 申請者の住民票の写し又は戸籍の附票
- エ 申請者と死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本その他の証明書又はその写し
- オ 申請者が死亡被害者との婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情があった者であるときは、その事実を認めることができる書類又はその写し
- カ 申請者が死亡被害者の配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類
- キ 第1順位遺族が2人以上あるときは、鳥取市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)代表受給者選任届(様式第2号)
- ク 申請者が第5条第1項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時死亡被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 傷害見舞金の支給を申請する場合

次に掲げる書類

- ア 申請者が受けた重傷病の発生年月日、その治療に要する期間及び状態に関する医師の診断書又はその写し
- イ 申請者の住民票の写し又は戸籍の附票
- ウ その他市長が必要と認める書類

(支給の申請の期限)

第10条 犯罪被害者等見舞金の支給の申請は、申請者が当該犯罪行為による犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪行為による犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪被害の加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことその他やむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に支給申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6月以内に限り、前条の支給申請をすることができる。

(支給の決定等)

第11条 市長は、第9条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、犯罪被害者等見舞金の支給の適否を決定し、鳥取市犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による支給の決定をした場合、当該支給決定日を犯罪被害者等見舞金が請求された日とみなし、犯罪被害者等見舞金を支給するものとする。

(支給決定の取消し等)

第12条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、又は既に支給した犯罪被害者等見舞金の額に相当する金額を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により犯罪被害者等見舞金を支給する旨の決定を取り消したときは、鳥取市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第4号）により、その旨を通知する。

(報告等)

第13条 市長は、犯罪被害者等見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、必要があると認めるときは、受給者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

2 市長は、この要綱の施行に関し必要があると認めるときは、国、県その他の関係機関に照会して、犯罪被害者等見舞金の支給に関する情報の提供その他の必要な事項の報告を求めることができる。

(基金への寄附金の拠出)

第14条 市は、鳥取県犯罪被害者に対する緊急支援金等の交付に関する条例（令和8年鳥取県条例第4号）で定める制度に参加するものとし、同条例第4条の規定に基づき、基金に対し寄附金を支出することとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、犯罪被害者等に関する経済的負担の軽減に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(鳥取市犯罪被害者等見舞金支給要綱の廃止)

2 鳥取市犯罪被害者等見舞金支給要綱（令和4年12月28日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の鳥取市犯罪被害者等見舞金支給要綱の規定に基づき支給決定された犯罪被害者等見舞金は、この要綱の規定に基づき支給決定されたものとみなす。

様式第 1 号(第 9 条関係)

鳥取市犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名 印  
連絡先 (電話番号)  
被害者との続柄  
(自署の場合は押印不要)

鳥取市犯罪被害者等に関する経済的負担の軽減に係る要綱第 9 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて犯罪被害者等見舞金の支給を申請します。なお、支給決定後は、支給決定の額を請求します。

犯罪被害者	犯罪行為が行われた日 時	年 月 日 時頃	
	犯罪行為が行われた場 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	
	犯罪行為が行われた当 時 の 住 所		
犯 罪 行 為 に よ る 被 害 の 発 生 状 況			
被 害 の 程 度	<input type="checkbox"/> 死 亡 (死亡日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 重症病 ※別紙診断書のとおり		
取 扱 警 察 署	警察署		
当該犯罪行為に係る他の地方自治体からの同種の見舞金支給の有無	有 ・ 無		
申 請 す る 見 舞 金	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 30万円 <input type="checkbox"/> 傷害見舞金 10万円		
他 の 第 1 順 位 遺 族	氏 名	被害者との続柄	住 所
(状況調査に係る同意確認) 私は、申請に係る犯罪行為による被害の状況調査に当たり、市が警察署等において調査等を実施することについて同意します。  氏 名			

鳥取市犯罪被害者等見舞金に係る支払は、下記の口座に振込んでください。

振込先	フリガナ				
	口座名義人				
	金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)	銀行・金庫 農協・組合		本店・支店 出張所・代理店	
		種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
ゆうちょ銀行	記号		番号		

【遺族見舞金 添付書類】

	確認欄	必要書類
必要書類	<input type="checkbox"/>	死亡被害者の死亡診断書その他の死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し
	<input type="checkbox"/>	死亡被害者の消除された住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又はいずれかの写し
	<input type="checkbox"/>	申請者の住民票の写し又は戸籍の附票
	<input type="checkbox"/>	申請者と死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本その他の証明書又はその写し
該当する場合 に必要な書類	<input type="checkbox"/>	申請者が死亡被害者との婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情があった者であるときは、その事実を認めることができる書類又はその写し
	<input type="checkbox"/>	申請者が死亡被害者の配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類
	<input type="checkbox"/>	第1順位遺族が2人以上あるときは、鳥取市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）代表受給者選任届（様式第2号）
	<input type="checkbox"/>	申請者が第5条第1項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時死亡被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
	<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類

【傷害見舞金 添付書類】

	確認欄	必要書類
必要書類	<input type="checkbox"/>	申請者が受けた重傷病の発生日、その治療に要する期間及び状態に関する医師の診断書又はその写し
	<input type="checkbox"/>	申請者の住民票の写し又は戸籍の附票
該当する場合 に必要な書類	<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類

市役所 記入欄	支給決定年月日 (請求年月日)	年 月 日	支給決定額	円
------------	--------------------	-------	-------	---

様式第2号（第9条関係）

鳥取市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）代表受給者選任届

年 月 日

鳥取市長 様

(代表受給者)

住 所

フリガナ

氏 名

私は、下記の遺族と協議し遺族見舞金の代表受給者となりましたので、届け出ます。  
なお、見舞金の受給に係る調整については遺族間で行うこととし、市に対し異議を申し出ることはありません。

記

(同意者)

住 所

フリガナ

氏 名

㊞

(同意者)

住 所

フリガナ

氏 名

㊞

(同意者)

住 所

フリガナ

氏 名

㊞

年 月 日

様

鳥取市長



鳥取市犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで支給の申請がありました犯罪被害者等見舞金については、下記のとおり決定しましたので、鳥取市犯罪被害者等に関する経済的負担の軽減に係る要綱第11条第1項の規定により通知します。

1 支給の可否等

支給の可否	支給 ・ 不支給
見舞金の種類	遺族見舞金 ・ 傷害見舞金
支給決定額	円
支給予定日	年 月 日
備考	

2 支給しない理由

理由	
----	--

年 月 日

様

鳥取市長



鳥取市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

年 月 日付けで支給決定した犯罪被害者等見舞金について、下記のとおり支給決定を取り消します。鳥取市犯罪被害者等に関する経済的負担の軽減に係る要綱第12条の規定により通知します。

見舞金の種類	遺族見舞金 ・ 傷害見舞金
支給済金額	円
返還請求額	円
理由	